⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県　関東農政局農村振興部設計課調整係
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２―１　電話048―600―0600　内線3559
⑶　新潟県、富山県、石川県及び福井県　北陸農政局農村振興部設計課調整係
〒920―8566 金沢市広坂２－２―60　電話076―263―2161　内線3522
⑷　岐阜県、愛知県及び三重県　東海農政局農村振興部設計課調整係
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１―２―２　電話052―201―7271　内線2614
⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿農政局農村振興部設計課調整係
〒602―8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　電話075―451―9161　内線2516
⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　中国四国農政局農村振興部設計課調整係
〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１　電話086―224―4511　内線2620
⑺　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州農政局農村振興部設計課調整係
〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１　電話096―211―9111　内線4719

別記２　測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒104―0042 東京都中央区入船３－６―14 オーク入船ビル６階　測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク　電話03―5542―0355

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。また、別記１に掲げる提出先に申請書を提出すれば、その資格は独立行政法人国立印刷局の全ての機関において有効です。

令和６年10月31日

独立行政法人国立印刷局
理事長　大津　俊哉

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

（掲載の順序　契約の種類：業種の区分）

⑴　建設工事（総合建設工事）
１土木一式工事　２建築一式工事

⑵　建設工事（総合建設工事以外の工事）
１大工工事　２左官工事　３とび・土工・コンクリート工事　４石工事　５屋根工事　６電気工事　７管工事　８タイル・れんが・ブロック工事　９鋼構造物工事　10鉄筋工事　11舗装工事　12しゅんせつ工事　13板金工事　14ガラス工事　15塗装工事　16防水工事　17内装仕上工事　18機械器具設置工事　19熱絶縁工事　20電気通信工事　21造園工事　22さく井工事　23建具工事　24水道施設工事　25消防施設工事　26清掃施設工事　27解体工事　28その他

⑶　測量・建設コンサルタント等
１測量　２建築士事務所　３建設コンサルタント　４地質調査　５補償コンサルタント　６土地家屋調査　７計量証明　８その他

２　資格審査の受付期間

令和７・８年度資格審査の受付は、令和６年10月31日から令和６年12月13日までの間とする。（この期間を定期審査期間とする。）

なお、上記期間後も随時申請の受付を行うが、「資格審査結果通知書」の有効開始年月日は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

３　競争参加資格の申請

⑴　申請書の入手方法　申請書は、インターネットにより独立行政法人国立印刷局のホームページ
（ＵＲＬ：https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/nyusatu/shikaku.html）にアクセスし入手できる。

また、郵送による申請書の入手を希望する者は、別記１の提出先宛てに返信用の郵便切手を貼付した封筒を同封の上、封書により申し込むこと。

なお、上記の方法で入手した申請書で申請すること。

⑵　申請書の提出方法　次に掲げる書類を添え、別記１の提出先宛てに郵送により提出すること。

また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可。なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるものに限り有効とする。以下同じ。）。

⑶　添付書類　申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付して提出すること。

イ　建設工事

㈠　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

㈡　工事経歴書

㈢　営業所一覧表

㈣　次の各税について未納税額のないことを証明する納税証明書（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３とする。）又はその写し
Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
Ｂ　法人税（法人の場合）
Ｃ　所得税（個人の場合）

㈤　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

㈥　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

㈦　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

㈧　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

㈨　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

㈩　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

令和５・６年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の㈨～㈦の書類を合わせて添付するものとする。

㈨　更生手続等開始の決定書の写し

㈠　貸借対照表及び損益計算書

㈡　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

ロ　測量・建設コンサルタント等

㈠　測量等実績調書

㈡　技術者経歴書

㈢　営業所一覧表

㈣　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

㈤　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

㈥　次の各税について未納税額のないことを証明する納税証明書（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３とする。）又はその写し
Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
Ｂ　法人税（法人の場合）
Ｃ　所得税（個人の場合）